



平成28年5月13日

各 位

会 社 名 : 株式会社じもとホールディングス
代表者名 : 取締役社長 粟野 学
(コード番号: 7161 東証第一部)
問合せ先 : 常務取締役総合企画部長 坂本 行由
(TEL: 022-722-0011)

業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役及び当社子会社（注）の取締役（以下、「対象役員」といいます。）に対する新たな業績連動型の株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度に関する議案を平成28年6月21日開催予定の第4期定期株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

（注）当社子会社である株式会社きらやか銀行及び株式会社仙台銀行を指します（以下、当社、株式会社きらやか銀行及び株式会社仙台銀行を併せて「当社グループ」といいます。）。

記

1. 導入の背景及び目的

当社取締役会は、対象役員の報酬と当社グループの業績及び株式価値との連動性をより明確にし、対象役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、本制度に関する議案を本株主総会に付議することといたしました。

2. 本制度の概要

（1）本制度の概要

本制度では、当社が拠出する金銭を原資として、当社株式を信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得します。取得した当社株式は、対象役員に対して、当社グループが定める役員株式給付規程に従って当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）として本信託を通じて給付されます。

なお、対象役員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として対象役員の退任時とします。

（2）本制度の対象者

当社の取締役及び当社子会社の取締役（ただし、当社及び当社子会社のいずれにおいても、社外取締役を除くものとし、また、監査役は、本制度の対象外とします。）

（3）信託期間

平成28年8月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 当社が本信託に拠出する金額及び本信託が取得する株式数

本株主総会で、本制度の導入をご承認いただくことを条件として、当社は、当社株式を一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定します。

具体的には、平成 29 年 3 月末日で終了する事業年度から平成 31 年 3 月末日で終了する事業年度までの 3 事業年度（以下、「当初対象期間」といいます。）に対応する必要資金として 110 百万円（うち当社の取締役分として 40 百万円）を上限として金銭を拠出し、本信託を設定します。

なお、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は原則として 3 事業年度ごとに、以後の 3 事業年度（以下、「次期対象期間」といいます。）に関し、110 百万円（うち当社の取締役分として 40 百万円）を上限として、本信託に追加拠出することとします。ただし、係る追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする次期対象期間の開始直前日に信託財産内に残存する当社株式（対象役員に付与されたポイント数に相当する当社株式で、対象役員に対する株式の給付が完了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等（当社株式については、直前の対象期間の末日における時価とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、本株主総会で承認を得た上限の範囲内とします。

なお、当初対象期間につきましては、本信託設定後遅滞なく、227,400 株を上限として株式市場を通じて取得するものとします。詳細につきましては、適時適切に開示します。

(5) 対象役員に給付される当社株式等の具体的な内容

対象役員には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき、役位及び業績達成度等により定まる数のポイントが付与されます。

なお、対象役員に付与されるポイントは、下記（6）の当社株式等の給付に際し、1 ポイント当たり当社普通株式 1 株に換算されます。

下記（6）の当社株式等の給付に当たり基準となる対象役員のポイント数は、退任時までに対象役員に付与されたポイントを合計した数に、退任事由に応じて調整されたポイント数（以下、「確定ポイント数」といいます。）で確定します。

(6) 当社株式等の給付時期

対象役員は、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、退任時に上記（5）で付与された確定ポイント数に相当する当社株式について、本信託から給付を受けます。

ただし、受益者要件に加えて役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、当該対象役員に付与されたポイント数の一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式を時価で換算した金額相当の金銭の給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託より当社株式を売却する場合があります。

(7) 本信託内の株式に係る議決権

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。

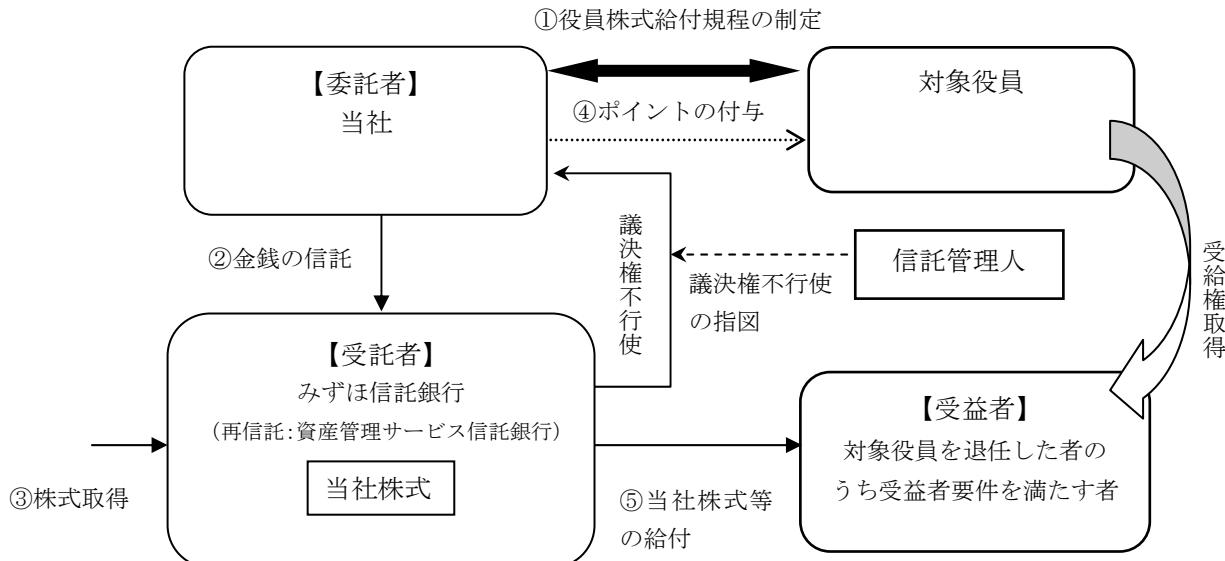
(8) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

(9) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。本信託終了時における本信託の残余財産のうち当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。

<本制度の仕組み>



- ① 当社は、本株主総会において、本制度についての役員報酬の決議を得て、「役員株式給付規程」を制定します。また、当社子会社も同様に、役員報酬の決議を得て「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として、当社株式を株式市場を通じて取得します。
- ④ 当社グループは、「役員株式給付規程」に基づき対象役員にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、対象役員を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、原則として、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式及びその一定割合について、当社株式を時価で換算した金額相当の金銭を給付します。

【本信託の概要】

- ① 名称：株式給付信託（BBT）
- ② 委託者：当社
- ③ 受託者：みずほ信託銀行株式会社（再信託受託者：資産管理サービス信託銀行株式会社）
- ④ 受益者：対象役員を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤ 信託管理人：当社と利害関係のない第三者
- ⑥ 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦ 本信託契約の締結日：平成 28 年 8 月（予定）
- ⑧ 金銭を信託する日：平成 28 年 8 月（予定）
- ⑨ 信託の期間：平成 28 年 8 月（予定）から信託が終了するまで（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。）

以上